

自宅療養証明書の発行について

1) 自宅療養証明書とは

自宅療養証明書とは、新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅で療養していたことを証明する書類で、保険請求などの理由で必要な方に発行しております。なお、自宅療養期間は発症日、検体採取日等をもとに保健所が定めた期間になります。

2) 対象となる方

- (1) 新型コロナウイルス感染症の診断を受けた方
診断類型「患者（確定例）」、「無症状病原体保有者」
※医療機関にて検査せず臨床診断のみで陽性の診断を受けた方（みなし陽性）は渋谷区が発行する証明書のみ対応可
- (2) 渋谷区から健康管理及びSMS（ショートメッセージ）を受けた方
- (3) 自宅にて療養した方

新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）にて証明する場合、厚生労働省の療養解除基準に準じた期間（無症状：7日間、有症状：10日間）で療養が解除されていない方は、証明できません。10日を超えて療養されていた方は、郵送での申請をお願いします。

3) 申請方法

- (1) 郵送による申請方法
次の必要書類を封筒に入れ、郵送で申請してください。
 - ・ **自宅療養証明申請書**
※必要事項をご記入ください。
 - ・ **84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）**
※宛先にご自身の住所（自宅療養証明書の送付先）を記入してください。
※切手、封筒が同封されていない場合は、送付依頼を別途お願いいたします。

証明書発行まで2週間前後かかりますので、あらかじめご了承ください。

送付先：〒150-8010（住所不要）
地域保健課新型コロナウイルス感染症対策担当 宛

- (2) 新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）による表示方法
詳しくは次ページをご確認ください。

自宅療養証明書の発行について

4) My HER-SYSによる療養証明書とは

令和4年4月27日より、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の新型コロナ健康状態入力フォーム（My HER-SYS）で療養証明画面を表示できる機能が追加されました。

厚生労働省からの通知において、生命保険協会及び日本損害保険協会では、宿泊療養又は自宅療養の期間が、厚生労働省の療養解除基準に準じた期間（無症状：7日間、有症状：10日間）の範囲内であれば、宿泊療養又は自宅療養の開始日の証明に基づき支払いを行い、宿泊療養又は自宅療養の終了日の証明は求めないような取扱いを行うこととなりました。

【注意】医療機関にて検査せず、臨床診断のみで陽性の診断を受けた方（みなし陽性）はMy HER-SYSによる療養証明書は表示することができません。

※表示された療養証明画面をどのような形で提出するかは、各保険会社等へお問い合わせください。

※療養証明書の画面はダウンロードできません。スクリーンショット等でご活用ください。

5) My HER-SYSによる療養証明書に記載される内容

氏名、生年月日、HER-SYS ID、傷病名、診断日、担当保健所

※My HER-SYSの療養証明書には療養終了日の記載はありません。

※療養証明書の画面はダウンロードできません。スクリーンショット等でご活用ください。

6) 療養証明画面の表示の方法

(1) My HER-SYSにログイン

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム
(外部サイトへリンク)

<https://www.cov19.mhlw.go.jp/>

(2) 電子メールアドレスとパスワードでログイン

※ログインには「HER-SYS ID」が必要です。ご自身のIDが分からない方は、渋谷区保健所までお問い合わせください。

※初回登録が必要です。

(3) トップページ「療養証明書を表示する」ボタンを押下

自宅療養証明書の発行について

My HER-SYSで療養証明書を表示する場合の方法

～検査を実施し医師から感染者と診断された方のみ表示されます～

※「みなし陽性」の方は対象外



①メールアドレスとパスワードを入力し、MyHER-SYSにログイン。新規登録がお済みではない方は新規登録からご利用ください。

②対象者が療養証明書を表示したい方の名前になっているかを確認し、「療養証明を表示する」をクリック。
※日本語以外の言語には対応していません。

③療養証明書が表示されます。内容を確認し、不明点等ある場合は担当保健所までお問い合わせください。

厚生労働省

My HER-SYSや自動架電の使い方などに関する問い合わせ

03 (6885) 7284

受付時間 月～金（土日祝を除く）9：30～18：15

新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム
ご利用ガイド（外部サイトへリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000930680.pdf>

よくあるお問い合わせ

よくある質問をまとめておりますので、発行をご希望される方はご一読ください。

Q1 発行に手数料が必要ですか？

A 発行の手数料は必要ではありません。ただし、申請にあたっての郵送料は申請者のご負担になります。

Q2 複数枚発行してもらうことはできますか？

A 一度の申請につき1枚のみの発行となります。複数枚必要な場合はコピー等でご対応ください。

Q3 療養証明書を紛失したので再発行したいのですが？

A お手数ですが、再度「自宅療養証明書」発行申請書をご提出ください。

Q4 入院・ホテル療養の期間の証明書も発行できますか？

A 保健所から発行する療養証明書には入院・ホテル療養期間は含まれません。入院期間の証明書は入院先の医療機関、ホテル療養期間の証明書は宿泊先へお問い合わせください。

Q5 保険会社の様式で発行してもらうことはできますか？

A 申し訳ございませんが、個別の保険会社の様式での発行は対応いたしかねます。

Q6 証明書は英文でも発行可能ですか？

A 申し訳ございませんが、和文のみで対応しています。

Q7 自宅療養証明書の証明できる期間が発症日からの日付にならないのはなぜですか？

- A 自宅療養証明書の期間は、医療機関から発生届の報告を受け、感染症の蔓延防止を図る観点から保健所の指示に基づき自宅にて療養いただいた期間です。
自宅療養期間は、発症日から計算されますが、自宅療養証明書として証明できる期間は、陽性判明日（診断日）から療養を終了するまでの期間です。

Q8 療養期間が10日を超えて療養していた場合でも、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）で証明できますか？

- A 新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）では、厚生労働省の療養解除基準に準じた期間（無症状：7日間、有症状：10日間）で療養が解除された方のみ証明できます。10日を超えて療養していた場合は、郵送での申請をお願いします。

Q9 医療機関にて検査せず臨床診断のみで陽性診断とされた方（みなし陽性）の自宅療養証明書は発行できますか？

- A 医療機関にて検査せず臨床診断のみで陽性の診断を受けた方（みなし陽性）は、My HER-SYSによる表示はできません。
渋谷区が発行する自宅療養証明書をご申請ください。

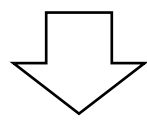
渋谷区が発行する自宅療養証明書の証明期間について

医師より陽性であると診断された日を元に発行します。
医療機関以外からの診断日等の訂正は対応できませんので
ご了承ください。

注意事項

証明書の発行ができない場合

- 簡易キットで自己検査の結果、陽性判定となったが医療機関に受診しなかった方
- 濃厚接触者
- 療養時に、渋谷区保健所の管轄外にて療養されていた方
- 入院、ホテル療養をされていた方
- 医療機関にて検査せず、臨床診断のみで陽性の診断を受けた方（みなし陽性）はMy HER-SYSによる表示は対象外



渋谷区が発行する自宅療養証明書をご申請ください。